

三重ファンコミュニティの活性化による首都圏プロモーション事業業務委託 業務仕様書

1 業務の目的

首都圏営業拠点「三重テラス」では、令和5年度から令和9年度を第3ステージとして、首都圏と三重県の様々な関係者の交流を促進することにより、一層の観光や物産購入のきっかけづくりや、地域課題の解決につながるような自発的な取組の創出を目指しています。

そのような中、首都圏在住で三重テラスを通じてつながった人たちが、三重の魅力発信に資する活動を行うコミュニティ（三重ファンコミュニティという。）を作り、興味のあるテーマでイベントを行うなど、自主的な活動も始まっています。

本事業は、三重ファンコミュニティの活動を拡大するとともに、新たに三重ファンコミュニティを立ち上げようとする活動を支援することにより、三重テラスが「三重と出会い、つながる場」であることを広く周知し、首都圏での三重ファンコミュニティの活性化及び三重の魅力発信と観光誘客に資することを目的とします。

2 業務内容

三重ファンコミュニティの活性化による首都圏プロモーション事業業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年3月21日（金）まで

4 事業主体

三重県

5 業務概要

(1) 業務内容

ア 三重ファンコミュニティの活性化に向けた実践型講座の開催

三重に興味がある方や新たに三重ファンコミュニティを立ち上げようとしている方、三重ファンコミュニティに参加している方を対象に、三重の魅力の探求、三重ファンコミュニティの活性化に繋がるイベント等の企画・運営方法、SNS等による効果的なプロモーション方法について学ぶ実践型の講座を開催すること。

なお、講座については、首都圏営業拠点「三重テラス」（東京都中央区日本橋室町2-4-1 YUITO ANNEX 2階）で開催することとし、参加申込者に限定して、アーカイブ配信を行うこと。

<実施内容の詳細>

・令和6年12月までの間に、以下の3つのテーマで、1テーマにつき3回の連続講座を開催すること。（3テーマ×3回）

① 三重の魅力の探求

三重の県産品や観光資源について理解を深め、三重の魅力を探求する。

② 三重ファンコミュニティの活性化に繋がるイベント等の企画・運営方法

三重ファンコミュニティの活性化に繋がる効果的なイベント等の企画・運営方法について、先進事例を交えながら学ぶ。

③ SNS等による効果的なプロモーション方法

現在情報発信の主要なツールとなっているSNS等で、三重の魅力発信や観光誘客に繋がる効果的なプロモーションを行う方法について、先進事例を交えながら学ぶ。

- ・ 1回あたり90分程度の講座を想定している。
- ・ 参加規模は1テーマあたり30名程度を想定している。
- ・ 各内容に精通した講師を招聘すること。なお、テーマ①については、県内生産者等のキーパーソンをゲストとして三重テラスに招聘することとする。
- ・ 受講者が主体的に参加できる仕組み（ワークショップなど）を取り入れること。
- ・ 受講者同士が交流できる仕組みを取り入れること。
- ・ 講座のゴールとして、イの合同成果発表会を位置付けること。合同成果発表会では、受講者が各テーマで学んだことを活かし、コミュニティの活性化や三重の魅力発信及び観光誘客に繋げる発表を行うこと。

例：＜①の受講者＞

三重の県産品や観光資源の調査内容のプレゼンテーション

＜②の受講者＞

今後立ち上げたいコミュニティや実施したいイベント等の企画案のプレゼンテーション

＜③の受講者＞

写真や動画を用いた三重の魅力発信及び観光誘客に繋がるようなプロモーション

- ・ 受講者の募集にあたっては、受託者において首都圏を中心に広く周知を行うこと。
- ・ 三重テラスにある備品以外の什器や備品等を使用する場合は、その借り上げ料等に必要な経費はすべて委託料に含むこととする。

イ 実践型講座の受講者による合同成果発表会の開催

3テーマの実践型講座の受講者が集まり、講座で学んだことを活かしてコミュニティの活性化や三重の魅力発信及び観光誘客に繋げる発表を行う合同成果発表会を1回開催すること。

なお、会場については、三重テラスで開催することとし、対面とオンラインの両方で参加できるようにすること。

＜実施内容の詳細＞

- ・ 各テーマの受講者からそれぞれ2件以上、計6件以上の成果発表を行うこと。
- ・ 実践型講座の受講者は原則三重テラスで参加するものとするが、三重ファンコミュニティを立ち上げようとしている方をはじめ、受講者以外にも三重テラスで観覧及びオンラインで視聴できるようにすること。
- ・ 三重テラスでの参加規模は50名程度を想定している。
- ・ 参加者同士が交流できる仕組みを取り入れること。
- ・ 観覧者及び視聴者の募集にあたっては、受託者において首都圏を中心に広く周知を行うこと。
- ・ 三重テラスにある備品以外の什器や備品等を使用する場合は、その借り上げ料等に必要な経費はすべて委託料に含むこととする。

ウ コーディネーター及びサブコーディネーターの配置

本事業の目的を達成するために必要な知識や実績を有する者1名をコーディネーター、コーディネーターを補佐する者2名をサブコーディネーターとして配置し、実践型講座や合同成果発表会のアレンジや専門的知見を活かした受講者に対する助言、受講者からの相談対応などを随時行い、事業全般を総括すること。

なお、実践型講座外においても、受講者が合同成果発表会に向けた準備を行うにあたり、オンライン等でコーディネーターやサブコーディネーターが手厚く伴走型支援を行うこと。

(2) ア～ウに係る共通事項

- ・本業務をはじめ、三重テラスが「三重と出会い、つながる場」であることを広く周知するため、首都圏及び三重県を中心に効果的な情報発信を行うこと。
- ・業務実施にあたり、実践型講座や成果発表会の内容などは、原則として受託者からの提案に基づき県との協議により決定することとする。
- ・事業の企画・運営に当たっては、三重テラスのマネジメント業務を担う運営事業者及び必要に応じて物販・飲食を担う運営事業者と連携しながら取り組むこと。
- ・適宜業務の進捗状況を県に報告すること。
- ・この仕様書に定めのない事項については、提案を踏まえ県との協議により決定することとする。

(3) 委託業務実績報告書の提出

業務受託者は委託業務終了後、下記に留意のうえ、委託業務実績報告書を県に提出すること。

ア 成果品

業務実施報告書（正本1部、副本2部） 及び
その内容を記録した電子記録媒体（USBメモリ）（1部）

イ 納入場所

三重県雇用経済部県産品振興課

ウ 納入期限

令和7年3月21日（金）

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者は、本県庁舎内及び三重テラス等において業務を遂行する際は、社員証

等の受託業務事業者であることが証明できるものを携帯すること。

7 委託費及び経費等

委託料の範囲で当該事業を行うものとする。対象事業は、事業の実施に真に必要なものに限ることとする。

8 監督及び検査

契約条項の定めるところによるものとする。

9 委託料の支払方法、時期

委託料の支払は、履行確認終了後、履行確認の通知が行われた後に行うものとする。

10 変更に関する協議

契約金額、委託業務内容及び履行期限に変更が生じた場合は、県と業務受託者の間で協議のうえ、その取扱いを決定する。

11 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

県は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

12 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)(イ)又は(ウ)の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

13 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。

14 その他、受託上の留意点

- (1) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに県に報告し、県の指示に従うこと。
- (2) 業務遂行において疑義が生じた場合は、県と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 契約締結権者は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (4) この契約にかかる会計関係書類は、委託事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。
- (5) 個人情報の適切な管理のために、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。委託業務に従事する者または従事していた者等は、個人情報の取扱いには十分に留意すること。また、個人情報保護法第176条、第180条及び第184条により、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して罰則がある。
- (6) 業務により発生した成果物の所有権は、引き渡しが完了したときに三重県に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。）及び成果物のうち三重県又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。
- (7) 本業務により発生した成果物の著作権は引き渡し完了したときに三重県に移転するものとする。
- (8) 事業実施にあたり、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と受託者が協議のうえ実施するものとする。
- (9) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。

15 連絡先（担当部局）

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県雇用経済部県産品振興課 営業推進班

担当 鈴木、山村

TEL 059-224-2386 FAX 059-224-3024

E-mail eigyo@pref.mie.lg.jp